

岩手県水防協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第59号

岩手県水防協議会条例の一部を改正する条例

岩手県水防協議会条例（昭和24年岩手県条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 [略]</p> <p>第2条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。 2 [略]</p> <p>第3条 関係行政機関の職員である委員又は関係団体の代表者である委員に事故があるときは、その委員の指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。</p> <p>第4条 関係行政職員のうちから任命又は委嘱された委員以外の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 知事において特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわら</p>	<p>(設置) 第1条 [略]</p> <p>(会長) 第2条 会長は、会務を総理し、会議の議長となり、協議会を代表する。 2 [略]</p> <p>(組織) 第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。</p> <p>2 関係行政機関の職員のうちから任命され、又は委嘱される委員以外の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 知事において特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においても、これを解任し、又は解嘱することができる。</p> <p>4 関係行政機関の職員である委員又は関係団体の代表者である委員に事故があるときは、その委員の指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。</p>

ず、その任期中においても、これを免じ、又は解嘱することができる。

第5条 会長は協議会を招集し、その議長となる。

2 [略]

第6条 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 協議会に幹事及び書記若干人を置き、会長が任命又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け庶務を整理する。

3 書記は、上司の指揮を受け庶務に従事する。

第8条 削除

第9条 前各条に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、協議会にはかつて会長が定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

2 [略]

3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない

。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、県土整備部において処理する。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。